

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	上越市国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上越市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

－

評価実施機関名

新潟県上越市長

公表日

令和4年7月13日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>＜制度内容＞</p> <p>国民健康保険制度は、国が義務としてその向上に努めなければならない社会保障制度の一環として行われる社会保険の一つであり、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して適切な保険給付を行うために必要な制度を設け、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>国民健康保険は、被用者保険をはじめとする職域保険や75歳以上の者が加入する後期高齢者医療制度に加入していない一般住民を対象とした医療保険制度であり、このいずれかの保険によって、全ての国民がいずれかの医療保険に加入することとなる。</p> <p>市町村は、法律上の義務として都道府県とともに国民健康保険を運営し、被保険者の資格管理や保険税の賦課・徴収、保険給付、保険事業などを実施することとされている。</p> <p>対象となる被保険者は、市町村の区域に住所を有し、一定の適応除外の規定に該当しない者で、本人の意思に関係なく、当該市町村が行う国民健康保険の資格を取得する者である。なお、被保険者の資格を取得した場合、保険者と被保険者の間に権利義務が生じ、保険者の義務としては被保険者証の交付及び保険給付があり、これに対して被保険者は保険料(税)の納付が課せられている。</p> <p>財政運営の主たる財源は、国庫負担金と保険料(税)であり、国庫負担金は医療費に対する負担金がその大部分を占めている。また、保険料(税)は、国庫負担金など一切の収入を支出から差し引いた不足分を賄うものとされ、被保険者は相互扶助共済の精神により経費負担に応じるよう義務づけられている。</p> <p>＜事務内容＞</p> <p>上越市は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に伴い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 被保険者の資格に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳情報の異動、被用者保険等の資格得喪に伴う被保険者の資格得喪の届出の受理・確認及び資格管理等 ・被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証の交付、更新等 ・限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病受療証等に関する申請の受理・確認及び交付 2. 保険給付に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> ・療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、出産育児一時金、葬祭費等の申請の受理・確認及び支給・給付 ・一部負担金の減免又は免除の申請の受理及び審査 ・第三者の不法行為により生じた保険給付の処理に関する事務 ・不正・不当利得に関する事務 3. 保険税の賦課及び徴収等に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> ・所得情報に基づく保険税の賦課に関する事務 ・保険税の減免又は納付猶予の申請の受理及び審査 ・非自発的失業者に係る保険税の軽減の届出の受理・確認 ・保険税の徴収等に関する事務
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・新総合行政システム(国民健康保険システム) ・新総合行政システム（別途「市税の賦課に関する事務の評価書」に記載） ・住民基本台帳システム（別途「住民基本台帳に関する事務の評価書」に記載） ・滞納管理システム（別途「市税等の収納に関する事務の評価書」に記載） ・団体内統合利用番号連携サーバー ・中間サーバー ・国保総合システム ・国保情報集約システム ・医療保険者等向け中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
被保険者台帳情報ファイル、賦課情報ファイル、給付情報ファイル、収納情報ファイル	

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1. 番号法 第9条並びに別表第一の第16項及び第30項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条及び第24条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 1. 別表第二における情報提供の根拠 第1、2、3、4、5、12、15、17、22、26、30、33、39、42、43、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条から第5条まで、第19条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条 2. 別表第二における情報照会の根拠 第42、43、44、45の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25条及び第26条

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康子育て部 国保年金課 国保管理係、国保給付係
②所属長の役職名	国保年金課長

6. 他の評価実施機関

一

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	上越市 総務管理部 総務管理課 〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	上越市 健康子育て部 国保年金課 国保管理係、国保給付係 〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号 電話:025-526-5111
-----	---

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	-----------------------------------

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類

[基礎項目評価書]

<選択肢>

- 1) 基礎項目評価書
- 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書
- 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書

2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[] 委託しない

委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
---------------------------	-----------	---

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

[] 提供・移転しない

不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------------------	-----------	---

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

8. 監査

実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
-------	------------	------------	----------

9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・新総合行政システム(国民健康保険システム) ・新総合行政システム(別途「市税の賦課に関する事務の評価書」に記載) ・住民基本台帳システム(別途「住民基本台帳に関する事務の評価書」に記載) ・滞納管理システム(別途「市税等の収納に関する事務の評価書」に記載) ・団体内統合利用番号連携サーバー ・中間サーバー 	<ul style="list-style-type: none"> ・新総合行政システム(国民健康保険システム) ・新総合行政システム(別途「市税の賦課に関する事務の評価書」に記載) ・住民基本台帳システム(別途「住民基本台帳に関する事務の評価書」に記載) ・滞納管理システム(別途「市税等の収納に関する事務の評価書」に記載) ・団体内統合利用番号連携サーバー ・中間サーバー ・国保総合システム <p>※新潟県国民健康保険団体連合会に設置される「国保情報集約システム」と資格情報を連携させる。</p>	事前	<p>マイナンバー及びマイナンバーに紐づく被保険者IDは見えない構造になるが、市町村はマイナンバーを記載した資格情報を国保連合会に共同委託するため、特定個人情報保護評価(PIA)の再実施が必要となる。</p> <p>※平成29年6月以降、運用テスト開始予定</p>
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	今井 由文	串橋 祥子	事後	人事異動に伴う単なる所属長の職名の変更であり、重要な変更に該当しない。
平成30年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	市町村は、法律上の義務として国民健康保険を実施する保険者となることとされており、運営主体となる。これは、地域保健とすることによって、市町村毎の医療機関の分布状況、経済力の格差に応じ、受診機会、負担力等に不均衡があることに即応した運営を行うためとされている。	市町村は、法律上の義務として都道府県とともに国民健康保険を運営し、被保険者の資格管理や保険税の賦課・徴収、保険給付、保険事業などを実施することとされている。	事後	国民健康保険法の改正に伴う変更であり、特定個人情報ファイルを取り扱う事務に変更はないことから、重要な変更に該当しない。
平成30年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・新総合行政システム(国民健康保険システム) ・新総合行政システム(別途「市税の賦課に関する事務の評価書」に記載) ・住民基本台帳システム(別途「住民基本台帳に関する事務の評価書」に記載) ・滞納管理システム(別途「市税等の収納に関する事務の評価書」に記載) ・団体内統合利用番号連携サーバー ・中間サーバー ・国保総合システム <p>※新潟県国民健康保険団体連合会に設置される「国保情報集約システム」と資格情報を連携させる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新総合行政システム(国民健康保険システム) ・新総合行政システム(別途「市税の賦課に関する事務の評価書」に記載) ・住民基本台帳システム(別途「住民基本台帳に関する事務の評価書」に記載) ・滞納管理システム(別途「市税等の収納に関する事務の評価書」に記載) ・団体内統合利用番号連携サーバー ・中間サーバー ・国保総合システム ・国保情報集約システム 	事後	従前、国保連合会で国保総合システムに連携させていた「国保情報集約システム」が4月から市町村に配置されたことから、単独の項目として整理するもの。
平成31年3月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	国保年金課長 串橋 祥子	国保年金課長	事後	様式変更のため
平成31年3月29日	IVリスク対策		新規追加	事後	様式変更のため
令和2年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部 健康づくり推進課	健康子育て部 健康づくり推進課	事後	組織改編のため
令和2年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	上越市 健康福祉部 健康づくり推進課 国保係	上越市 健康子育て部 健康づくり推進課 国保管理係、国保給付係	事後	組織改編のため
令和2年8月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・新総合行政システム(国民健康保険システム) ・新総合行政システム(別途「市税の賦課に関する事務の評価書」に記載) ・住民基本台帳システム(別途「住民基本台帳に関する事務の評価書」に記載) ・滞納管理システム(別途「市税等の収納に関する事務の評価書」に記載) ・団体内統合利用番号連携サーバー ・中間サーバー ・国保総合システム ・国保情報集約システム 	<ul style="list-style-type: none"> ・新総合行政システム(国民健康保険システム) ・新総合行政システム(別途「市税の賦課に関する事務の評価書」に記載) ・住民基本台帳システム(別途「住民基本台帳に関する事務の評価書」に記載) ・滞納管理システム(別途「市税等の収納に関する事務の評価書」に記載) ・団体内統合利用番号連携サーバー ・中間サーバー ・国保総合システム ・国保情報集約システム ・医療保険者等向け中間サーバー 	事前	オンライン資格確認関係事務を実施するにあたり、国保総合システムから国保情報集約システムに連携した特定個人情報ファイルを国民健康保険中央会及び社会保険診療報酬支払基金が共同で運営する医療保険者向け中間サーバーに連携するため。(R3.3月運用開始予定)
	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	法改正に伴う変更
令和4年11月16日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[O]接続しない(入手)	[]接続しない(入手)	事前	公金受取口座制度の開始に伴う変更のため
令和4年11月18日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスク	[]	[十分である]	事前	公金受取口座制度の開始に伴う変更のため

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
45	上越市生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上越市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

新潟県上越市長

公表日

令和2年7月15日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき、保護の決定及び実施、就労自立給付金及び進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務を行う。 ・特定個人情報は、以下の事務に利用する。 <ul style="list-style-type: none"> ①保護の実施 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、申請に係る事実の審査又は申請に対する応答 ③要保護者及び被保護者であった者の資産、収入等に関する調査 ④職権による保護の開始若しくは変更 ⑤保護の停止若しくは廃止 ⑥就労自立給付金及び進学準備給付金の支給申請の受理、申請に係る事実の審査又は申請に対する応答 ⑦保護に要する費用の返還 ⑧徴収金の徴収 ⑨生活保護の申請に係る事実についての審査

2. 特定個人情報ファイル名

・生活保護に関する情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項及び別表第一の第15項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第15条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 1. 別表第二における情報提供の根拠 第9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条、第9条、第11条、第12条、第17条、第19条～第21条、第22条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条 (※別表第二第30項、第50項、第90項、第116項、第120項に係る命令は未公布) 2. 別表第二における情報照会の根拠 第26項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉部 福祉課
②所属長の役職名	福祉課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	上越市 総務管理部 総務管理課 〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号
------------------------	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	上越市 福祉部 福祉課 〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号 電話 025-526-5111
-----	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	----------	-------------------------------

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類

[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------	-----------	--

3. 特定個人情報の使用

目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
---------------------------	-----------	--

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------------------	-----------	--

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	--

8. 監査

実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
-------	------------	------------	----------

9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	--

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月10日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	福祉課長 牛木 秀人	健康福祉部参事 牛木 秀人	事後	人事異動に伴う単なる所属長の職名の変更であり、重要な変更に該当しない。
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康福祉部参事 牛木 秀人	福祉課長 横山 新太郎	事後	人事異動に伴う単なる所属長の職名の変更であり、重要な変更に該当しない。
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	福祉課長 横山 新太郎	福祉課長 渡辺 晶恵	事後	人事異動に伴う単なる所属長の変更であり、重要な変更に該当しない。
平成30年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護システム ・MCWEL福祉統合システム ・住民基本台帳システム ・総合行政システム(G-partner) ・団体内統合利用番号連携サーバー ・自治体間サーバー 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護システム ・MCWEL障がい者福祉V2システム ・住民基本台帳システム ・総合行政システム(G-partner) ・団体内統合利用番号連携サーバー ・自治体間サーバー 	事後	既存システムの更新に伴う変更であり、変更に伴うしきい値やリスクに影響がないことから重要な変更に該当しない。
平成30年10月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき、保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務を行う。 ・特定個人情報は、以下の事務に利用する。 <ul style="list-style-type: none"> ①保護の実施 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、申請に係る事実の審査又は申請に対する応答 ③要保護者及び被保護者であった者の資産、収入等に関する調査 ④職権による保護の開始若しくは変更 ⑤保護の停止若しくは廃止 ⑥就労自立給付金の支給申請の受理、申請に係る事実の審査又は申請に対する応答 ⑦保護に要する費用の返還 ⑧徴収金の徴収 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき、保護の決定及び実施、就労自立給付金及び進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務を行う。 ・特定個人情報は、以下の事務に利用する。 <ul style="list-style-type: none"> ①保護の実施 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、申請に係る事実の審査又は申請に対する応答 ③要保護者及び被保護者であった者の資産、収入等に関する調査 ④職権による保護の開始若しくは変更 ⑤保護の停止若しくは廃止 ⑥就労自立給付金及び進学準備給付金の支給申請の受理、申請に係る事実の審査又は申請に対する応答 ⑦保護に要する費用の返還 ⑧徴収金の徴収 	事後	法改正に伴う修正であるが、しきい値判断に影響がないことから、重要な変更に該当しない。
平成31年3月20日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	福祉課長 渡辺 晶恵	福祉課長	事後	様式変更のため
平成31年3月29日	IVリスク対策		新規追加	事後	様式変更のため
令和2年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部 福祉課	福祉部 福祉課	事後	組織改編のため
令和2年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	上越市 健康福祉部 福祉課	上越市 福祉部 福祉課	事後	組織変更のため
令和4年11月18日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき、保護の決定及び実施、就労自立給付金及び進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務を行う。 ・特定個人情報は、以下の事務に利用する。 <ul style="list-style-type: none"> ①保護の実施 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、申請に係る事実の審査又は申請に対する応答 ③要保護者及び被保護者であった者の資産、収入等に関する調査 ④職権による保護の開始若しくは変更 ⑤保護の停止若しくは廃止 ⑥就労自立給付金及び進学準備給付金の支給申請の受理、申請に係る事実の審査又は申請に対する応答 ⑦保護に要する費用の返還 ⑧徴収金の徴収 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき、保護の決定及び実施、就労自立給付金及び進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務を行う。 ・特定個人情報は、以下の事務に利用する。 <ul style="list-style-type: none"> ①保護の実施 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、申請に係る事実の審査又は申請に対する応答 ③要保護者及び被保護者であった者の資産、収入等に関する調査 ④職権による保護の開始若しくは変更 ⑤保護の停止若しくは廃止 ⑥就労自立給付金及び進学準備給付金の支給申請の受理、申請に係る事実の審査又は申請に対する応答 ⑦保護に要する費用の返還 ⑧徴収金の徴収 ⑨生活保護の申請に係る事実についての審査 	事前	公金受取口座制度の開始に伴う変更のため

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
47	上越市市税、国民健康保険税及び使用料の徴収並びに滞納整理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上越市は、市税、国民健康保険税及び使用料の徴収並びに滞納整理に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

新潟県上越市長

公表日

平成31年3月29日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	市税、国民健康保険税及び使用料の徴収並びに滞納整理に関する事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務を行うほか、国民健康保険税、保育料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、公営住宅使用料の徴収及び滞納整理を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用する。 <ul style="list-style-type: none"> ①市税等及び使用料の収納管理、納付の督促、過誤納金の還付及び充当 ②滞納者の実態把握 ③督促状・催告書送付による納付勧奨 ④納付交渉 ⑤実態調査及び財産調査 ⑥差押、参加差押、交付要求等の滞納処分 ⑦滞納処分の停止又は即時消滅 ⑧納付猶予 ⑨不納欠損処理
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・総合行政システム(G-Partner) ・滞納管理システム ・団体内統合利用番号連携サーバー ・自治体中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

- ・収納管理情報ファイル
- ・滞納管理情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項及び別表第一の第8項、第16項、第19項、第30項及び第35項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条、第18条、第24条及び第26条 (※別表第一第8項のうち保育所に関する事務に係る命令は未公布)
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <div style="text-align: right; font-size: small;"><選択肢></div> <div style="text-align: right; font-size: small;">1) 実施する</div> <div style="text-align: right; font-size: small;">2) 実施しない</div> <div style="text-align: right; font-size: small;">3) 未定</div>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 1. 別表第二における情報提供の根拠 第3項、第26項、第42項、第87項、第93項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第3条、第19条、第25条、第44条、第46条 2. 別表第二における情報照会の根拠 第27項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条第1項、第6項、第7項、第8項、第10項、第15項、第16項、第18項、第20項、第23項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	財務部 収納課
②所属長の役職名	収納課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	上越市 総務管理部 総務管理課 〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	上越市 財務部 収納課 〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号 電話 025-526-5111
-----	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年6月1日 時点

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	-----------------------------------

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類

[基礎項目評価書及び重点項目評価書]

<選択肢>

- 1) 基礎項目評価書
- 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書
- 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書

2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>
		<ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用

目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>
		<ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>
		<ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[] 委託しない

委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>
		<ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

[○] 提供・移転しない

不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢>
		<ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>
		<ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>
		<ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>
		<ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 監査

実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
-------	------------	------------	----------

9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢>
		<ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月19日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	収納課長 三上 洋史	収納課長 北島 實行	事後	人事異動に伴う単なる所属長の職名の変更であり、重要な変更に該当しない。
平成28年8月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	収納課長 北島 實行	収納課長 廣田 聰	事後	人事異動に伴う単なる所属長の職名の変更であり、重要な変更に該当しない。
平成28年8月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務を行うほか、国民健康保険税、保育料、公営住宅使用料の徴収及び滞納整理を行う。	・地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務を行うほか、国民健康保険税、保育料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、公営住宅使用料の徴収及び滞納整理を行う。	事後	債権一元化に伴い、取り扱う債権が増えたものであり、事務の利用内容について変更是生じない。
平成28年8月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人數 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成29年6月1日時点	事後	債権一元化に伴い、取り扱う債権が増えた際に対象人數の見直しを行ったものであり、しきい値の変更がないことから、重要な変更該当しない。
平成31年3月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	収納課長 廣田 聰	収納課長	事後	様式変更のため
平成31年3月29日	IVリスク対策		新規追加	事後	様式変更のため
令和4年11月18日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 2. 別表第二における情報照会の根拠	なし	第27項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条第1項、第6項、第7項、第8項、第10項、第15項、第16項、第18項、第20項、第23項	事前	公金受取口座制度の開始に伴う変更のため
令和4年11月18日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない(入手)	[]接続しない(入手)	事前	公金受取口座制度の開始に伴う変更のため
令和4年11月18日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分か	[]	[十分である]	事前	公金受取口座制度の開始に伴う変更のため

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
47	上越市市税、国民健康保険税及び使用料の徴収並びに滞納整理に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上越市は、市税、国民健康保険税及び使用料の徴収並びに滞納整理に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

新潟県上越市長

公表日

令和4年9月13日

[平成30年5月 様式3]

項目一覧

I 基本情報

II 特定個人情報ファイルの概要

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

III リスク対策

IV 開示請求、問合せ

V 評価実施手続

(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	市税、国民健康保険税及び使用料の徴収並びに滞納整理に関する事務						
②事務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務を行うほか、国民健康保険税、保育料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、公営住宅使用料の徴収及び滞納整理を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用する。 <ul style="list-style-type: none"> ①市税等及び使用料の収納管理、納付の督促、過誤納金の還付及び充当 ②滞納者の実態把握 ③督促状・催告書送付による納付勧奨 ④納付交渉 ⑤実態調査及び財産調査 ⑥差押、参加差押、交付要求等の滞納処分 ⑦滞納処分の停止又は即時消滅 ⑧納付猶予 ⑨不納欠損処理 						
③対象人数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">[10万人以上30万人未満]</td> <td style="width: 30%;">1) 1,000人未満</td> <td style="width: 30%;">2) 1,000人以上1万人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3) 1万人以上10万人未満</td> <td>4) 10万人以上30万人未満</td> </tr> </table>	[10万人以上30万人未満]	1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満		3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満
[10万人以上30万人未満]	1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満					
	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満					

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1									
①システムの名称	総合行政システム(G-Partner)								
②システムの機能	<p>各税目賦課業務システムからの賦課データに基づき納付された収納データを管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①収納データの取り込み・管理 ②過誤納金の還付・充当処理 ③督促対象者のデータ作成、督促状の発送 ④口座振替情報の管理 ⑤納付書の再発行 ⑥納税証明書の発行 								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> その他 ()</td> <td style="text-align: center;">)</td> </tr> </table>	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input checked="" type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ())
<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input checked="" type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ())								

システム2~5

システム2									
①システムの名称	滞納管理システム								
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ①納税者基本情報機能: 納税者の宛名情報、課税情報、納付情報、滞納情報、世帯情報、所得情報、資産情報、および生活状況情報等を管理する。 ②調定情報照会機能: 滞納管理システムで管理している調定情報を照会する。 ③調定登録・変更機能: 税務システムからの調定情報の受け取り、登録を行う。 ④催告機能: 滞納者に送付する催告書を印刷する。 ⑤納付交渉記録機能: 納税者およびその関係者に対して文書、電話等により納付の交渉を行った結果を経過記録として管理する。 ⑥実態調査機能: 滞納者の滞納処分に必要な情報の取得、支払能力の把握する際に実態調査文書の印刷を行い、その結果を登録する。 ⑦滞納処分登録機能: 処分情報の設定・照会を行い、また、滞納処分に対する記事情報を管理する。 ⑧滞納処分の停止機能: 実態調査および財産調査の結果、滞納処分が行えない場合に滞納処分の停止又は即時消滅を登録する。 ⑨猶予機能: 滞納者からの申請、または交渉、実態調査等の結果により納付ができないと判断した場合に納付の猶予を登録する。 ⑩不納欠損機能: 滞納整理の結果として、滞納処分の停止後3年経過、即時消滅、あるいは時効による不納欠損の判定を行い、対象データの作成や集計表の作成を行う。 ⑪納付書発行機能: 滞納者への納付書を発行する。 								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> その他 ()</td> <td style="text-align: center;">)</td> </tr> </table>	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input checked="" type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ())
<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input checked="" type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ())								

システム3	
①システムの名称	団体内統合利用番号連携サーバー
②システムの機能	<p>(1)自治体中間サーバー連携機能 自治体中間サーバーまたは自治体中間サーバー端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号にひもづく宛名情報等を通知する機能。</p> <p>(2)宛名情報等管理機能 統合宛名管理システムにおいて宛名情報を団体内統合宛名番号、個人番号とひもづけて保存し、管理する機能。</p> <p>(3)宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能。</p> <p>(4)既存システム連携機能 既存業務システムからの要求に基づき、個人番号または団体内統合宛名番号にひもづく宛名情報を通知する機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[○] その他 (自治体中間サーバー)</p>
システム4	
①システムの名称	自治体中間サーバー
②システムの機能	<p>中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、統合宛名管理システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得(※1)や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。</p> <p>(※1)セキュリティの観点により、特定個人情報の照会と提供の際は「個人番号」を直接利用せず「符号」を取得して利用する。</p> <p>(1)符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とをひもづけ、その情報を保管・管理する機能。</p> <p>(2)情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会および情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</p> <p>(3)情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領および当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</p> <p>(4)既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、統合宛名管理システム及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。なお、当市においては、中間サーバーとの接続連携は、団体内統合利用番号連携サーバーにおいて行う。</p> <p>(5)情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があつた旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</p> <p>(6)情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。</p> <p>(7)データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>(8)セキュリティ管理機能 セキュリティを管理するための機能。</p> <p>(9)職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>(10)システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>
システム6~10	
システム11~15	
システム16~20	

3. 特定個人情報ファイル名	
・収納管理情報ファイル ・滞納管理情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	
法令上の根拠	<p>1. 番号法第9条第1項及び別表第一の第8項、第16項、第19項、第30項及び第35項</p> <p>2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条、第18条、第24条及び第26条 (※別表第一第8項のうち保育所に関する事務に係る命令は未公布)</p>
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 1. 別表第二における情報提供の根拠 第3項、第26項、第42項、第87項、第93項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第3条、第19条、第25条、第44条、第46条</p> <p>2. 別表第二における情報照会の根拠 第27項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条第1項、第6項、第7項、第8項、第10項、第15項、第16項、第18項、第20項、第23項</p>
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財務部 収納課
②所属長の役職名	収納課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
・滞納管理情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	[<input type="checkbox"/> システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	上越市において、総合行政システム(G-Partner)及び滞納管理システム上で管理する調定情報の納付義務者と関係者(世帯員、送付先、納税管理人など)のうち、個人番号を有する者	
その必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・収納管理及び滞納整理業務における本人確認のため ・名寄せの必要性を把握し、適切な滞納整理事務を行うため 	
④記録される項目	[<input type="checkbox"/> 100項目以上]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 <ul style="list-style-type: none"> [<input type="radio"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="radio"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 <ul style="list-style-type: none"> [<input type="radio"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="radio"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="radio"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 <ul style="list-style-type: none"> [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="radio"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="radio"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="radio"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="radio"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="radio"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="radio"/>] その他 (納付交渉や預金調査等の実態調査によって知り得た滞納者の情報) 	
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、4情報：本人確認を行うために必要。 ・連絡先：催告書、滞納処分通知書の送付や納付交渉を行う場合に必要。 ・その他識別情報(宛名番号)：個人番号との紐付けに必要。 ・その他住民票関係情報：滞納整理上において本人の住居所、世帯員情報等を把握するために必要。 ・地方税関係情報：滞納者の実態を把握するために必要。 ・医療保険関係情報：滞納者実態を調査し、支払能力や滞納処分の可否等を判断するために必要。 ・生活保護・社会福祉関係情報：滞納者の支払能力、滞納処分の停止とする際の判断材料として必要。 ・雇用・労働関係情報：滞納者の収入を把握し、支払能力や滞納処分の可否等を判断するために必要。 ・年金関係情報：滞納者の収入を把握し、支払能力や滞納処分の可否等を判断するために必要。 ・その他：滞納整理において滞納者との納付交渉を通して生活状況を把握し、支払能力や滞納処分の可否等を判断するために必要。 	
全ての記録項目	別添1を参照。	
⑤保有開始日	平成28年1月1日	
⑥事務担当部署	財務部収納課	

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※	[○]本人又は本人の代理人									
	[○]評価実施機関内の他部署	(市民課、税務課、保育課、国保年金課、建築住宅課、 高齢者支援課、南・北出張所、13区市民生活・福祉グ)								
	[○]行政機関・独立行政法人等	(日本年金機構、デジタル庁)								
	[○]地方公共団体・地方独立行政法人	(他市町村)								
	[○]民間事業者	(給与支払者、金融機関、保険会社)								
[]その他 ()										
②入手方法	[○]紙	[]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ								
	[]電子メール	[]専用線 [○]庁内連携システム								
	[]情報提供ネットワークシステム									
	[]その他 ()									
③使用目的 ※	市税、国民健康保険税及び使用料の徴収並びに滞納整理を確実、適正に行うため									
④使用の主体	使用部署	収納課、税務課、国保年金課、建築住宅課、保育課、高齢者支援課、南・北出張所、13区市民生活・福祉グループ								
	使用者数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>[50人以上100人未満]</td> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	[50人以上100人未満]	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満		3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満		5) 500人以上1,000人未満
[50人以上100人未満]	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法	<p>1. 納付者からの問い合わせに対して、個人番号を使用して収納状況を突合する。</p> <p>2. 個人番号を利用して名寄せを行う候補者を抽出する。</p> <p>3. 納付者(滞納者)の合意を得て、猶予等申請書への記載を行う。</p>									
情報の突合	上記の事務において、内部識別番号の宛名番号と個人番号を紐付で使用する。									
⑥使用開始日	平成28年1月1日									

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※	[委託する] (2) 件	<選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない	
委託事項1	総合行政システム(G-Partner)のシステム保守および運用		
①委託内容	システムの保守および運用管理を行う。		
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社BSNアイネット上越支社		
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項2~5			
委託事項2	滞納管理システムのシステム保守および運用		
①委託内容	システムの保守および運用管理を行う。		
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	富士通Japan株式会社新潟支社		
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		

委託事項6~10

委託事項11~15

委託事項16~20

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[○] 提供を行っている (5) 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない
提供先1	番号法第19条第7号別表第二に定める情報照会者
①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二
②提供先における用途	番号法第19条第7号別表第二に定める事務
③提供する情報	番号法別表第二に定める収納情報(課税状況、納付状況、滞納状況、資産状況等)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	II. 2. ③の範囲と同様

⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	[] 専用線		
	<input type="checkbox"/> 電子メール	[] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)		
	<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ	[<input checked="" type="checkbox"/>] 紙		
	[<input type="checkbox"/>] その他 ()			
⑦時期・頻度	随時			
提供先2~5				
提供先6~10				
提供先11~15				
提供先16~20				
移転先1				
移転先2~5				
移転先6~10				
移転先11~15				
移転先16~20				
6. 特定個人情報の保管・消去				
保管場所 ※	•生体認証で入退室管理を行っているサーバ室に設置してあるサーバ内に保管。 •サーバへのアクセスは、ID/パスワード及び生体認証を必要とする。			
7. 備考				

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

収納管理・滞納管理情報

ア)宛名情報

1. 個人番号、2. 宛名コード、3. 郵便番号、4. 住所、5. 方書、6. 氏名カナ、7. 氏名漢字、8. 性別、9. 生年月日、10. 続柄、11. 同一人コード

イ)送付先情報

1. 送付先種別、2. 送付先郵便番号、3. 送付先住所、4. 送付先方書、5. 送付先氏名カナ、6. 送付先氏名漢字、7. 登録年月日、8. 登録事由、9. 取消年月日、10. 取消事由、11. 備考

ウ)連絡先情報

1. 連絡先種別、2. 連絡先名称、3. 連絡先電話番号、4. 登録年月日、5. 登録事由、6. 取消年月日、7. 取消事由、8. 備考

エ)口座情報

1. 金融機関コード、2. 店舗コード、3. 口座種別、4. 口座番号、5. 口座名義人、6. 登録年月日、7. 登録事由、8. 取消年月日、9. 取消事由、10. 備考、11. 利用税目

オ)戸籍情報

1. 調査年月日、2. 本籍地、3. 筆頭者

カ)調定情報

1. 調定期度、2. 課税年度、3. 税目、4. 通知書番号、5. 期別、6. 本税調定額、7. 督促手数料調定額、8. 延滞金調定額、9. 督促発行日、10. 督促公示日、11. 時効予定日、12. 欠損年度、13. 欠損年月日、14. 欠損事由、15. 会計年度

キ)収納情報

1. 調定期度、2. 課税年度、3. 税目、4. 通知書番号、5. 期別、6. 本税収納額、7. 督促手数料収納額、8. 延滞金収納額、9. 領収年月日、10. 収納年月日、11. 納付区分

ク)滞納個人情報

1. 担当者、2. 地区、3. 滞納理由、4. 職業、5. 特記事項、6. 催告停止開始日、7. 催告停止終了日、8. 催告停止事由、9. 備考

ケ)交渉経過情報

1. 交渉年月日、2. 交渉時刻、3. 分類、4. 記事内容、5. 応対者、6. 予定年月日、7. 予定区分、8. 入力担当者、9. 備考

コ)分割納付情報

1. 誓約日、2. 支払方法、3. 開始年月日、4. 終了年月日、5. 分納回数、6. 分納金額、7. 取消年月日、8. 取消事由

サ)納付委託情報

1. 受託年月日、2. 証券種類、3. 証券番号、4. 券面額、5. 支払期日、6. 支払人、7. 支払場所、8. 取消年月日、9. 取消事由

シ)徴収猶予情報

1. 申請年月日、2. 開始年月日、3. 終了年月日、4. 猶予事由、5. 延滞金減免率、6. 決裁年月日、7. 通知年月日、8. 取消起案日、9. 取消事由、10. 取消決裁年月日、11. 取消通知年月日

ス)延滞金減免情報

1. 申請年月日、2. 開始年月日、3. 終了年月日、4. 減免事由、5. 延滞金減免率、6. 決裁年月日、7. 通知年月日、8. 取消起案日、9. 取消事由、10. 取消決裁年月日、11. 取消通知年月日

セ)差押情報

1. 起案年月日、2. 財産種類、3. 登録機関(第三債務者)、4. 滞納金額、5. 差押財産、6. 決裁年月日、7. 差押年月日、8. 解除起案日、9. 解除事由、10. 解除決裁年月日、11. 解除年月日

ソ)参加差押情報

1. 起案年月日、2. 財産種類、3. 登録機関(第三債務者)、4. 執行機関名、5. 滞納金額、6. 参加差押財産、7. 決裁年月日、8. 差押年月日、9. 解除起案日、10. 解除事由、11. 解除決裁年月日、12. 解除年月日

タ)交付要求情報

1. 起案年月日、2. 事件種類、3. 執行機関名、4. 事件番号、5. 滞納金額、6. 交付要求財産、7. 決裁年月日、8. 差押年月日、9. 解除起案日、10. 解除事由、11. 解除決裁年月日、12. 解除年月日

チ)処分停止情報

1. 起案年月日、2. 該当条項、3. 調査顛末、4. 滞納金額、5. 決裁年月日、6. 通知年月日、7. 取消起案日、8. 取消事由、9. 取消決裁年月日、10. 取消通知年月日

ツ)時効中断情報

1. 中断停止区分、2. 債務の承認日、3. 時効中断事由、4. 停止開始日、5. 停止終了日、6. 時効停止事由、7. 滞納金額

テ)検索情報

1. 検索年月日、2. 検索時刻、3. 検索場所、4. 立会人、5. 財産(名称・数量・性質)

ト)承継情報

1. 承継年月日、2. 被相続人、3. 滞納金額、4. 相続人、5. 相続割合

ナ)財産情報

1. 電話加入権、2. 不動産(土地・建物)、3. 預貯金、4. 保険契約、5. 給与、6. 年金、7. 自動車、8. 動産、9. その他債権

ニ)口座登録・連携ファイル関係情報

1. 登録金融機関コード、2. 登録金融機関名、3. 登録店舗コード、4. 登録支店名、5. 登録預貯金種目コード、6. 登録口座番号、7. 登録口座名義人、8. ゆうちょ銀行登録記号番号、7. ゆうちょ銀行登録番号

III リスク対策 (※⑦、②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

- ・収納管理情報ファイル
- ・滞納管理情報ファイル

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）

リスク：目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納管理システムに登録されている職員のみログイン可能とする。 ・個人番号による照会権限を与えられた職員のみ参照可能とする。 ・目的外の入手が行われていないかを確認するため、アクセスログを取得し定期的に点検を実施する。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- ・個人番号の表示は特定の画面・帳票のみとし必要最低限の情報のみ表示する。
- ・端末へのログインに際しては静脈認証を義務付ける。
- ・滞納管理システムのログインに際してはID・パスワードを要求する。

3. 特定個人情報の使用

リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納管理情報の基本情報を保持する各マスターと、特定個人情報を含むデータベースを切り離して管理しており、特定個人情報を含むデータベースへの他業務からのアクセスは禁止している。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク			
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	個人番号による照会権限を与えられた職員のみ参照可能とする。		
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 ・来庁者から見える位置にある端末については、ディスプレイにスクリーンを被せることにより対策を講じる。 ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 ・長時間端末の操作が確認されない場合は、自動的に端末のログイン画面に戻る仕組みを探っている。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要となる範囲にとどめる。
- ・誤って特定個人情報が記載された文書を出力した場合は即時破棄する。
- ・アクセスログにより、不正に利用されていないか追跡できる仕組みを構築している。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[] 委託しない

リスク：委託先における不正な使用等のリスク

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書等に基づき、受け渡しの日時・データ内容を記録する。 ・委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。 		
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている 4) 再委託していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 ・委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。 		

その他の措置の内容	委託業者および再委託業者による個人情報の持ち出しを禁止する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<ul style="list-style-type: none"> ・作業者を限定するために、委託作業者の名簿の提出を義務付けている。 ・利用を終了した特定個人情報については消去したことを証明する書類の提出を義務付けている。 			
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）	[] 提供・移転しない		
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	受け渡しの日時・データ内容を記録する。 提供・移転先より適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。		
その他の措置の内容	サーバ室へ入室できる者および特定個人情報を参照できる者を制限することにより、情報の持ち出しを制限する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
ファイルへ出力する必要がある場合には、ファイル出力の記録が残される仕組みが構築されている。			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

リスク1：目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク2：不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

＜番号連携サーバのソフトウェアにおける措置＞

- ①番号連携サーバの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を抑止する。
- ②番号連携サーバは自機関向けの中間サーバーとだけ通信および特定個人情報の入手・提供のみを実施するよう設計されるため、安全性が担保されている。
- ③番号連携サーバと自機関向けの中間サーバーの間は、通信を暗号化することで安全性を確保している。

＜番号連携サーバの運用における措置＞

- ①番号連携サーバの職員認証・権限設定において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

- ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

- ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。
- ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

＜中間サーバーの運用における措置＞

- ①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		

その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・閉域ネットワーク上にサーバを設置することにより、外部ネットワークとの通信を切断する。 ・パソコンへのソフトウェアインストール制限を行い、不正プログラムのインストールを防止する。 ・日次での従サーバーへの本ファイルの副本のバックアップを行うことで、障害等による突然の情報の消失に備える。 		
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
真に必要な場合を除き、特定個人情報を含む情報資産の持ち出しありは行わない。			
8. 監査			
実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検	<input type="checkbox"/> 内部監査	<input type="checkbox"/> 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・上越市セキュリティーポリシーに基づき自己点検をするとともに、3年に1回内部監査を受検し、適正化を図っている。 ・毎年e-ラーニングによる、管理職員又は一般職員を対象とした情報セキュリティ研修を実施し、その取り扱いに関する知識や技術を習得させる。 		
10. その他のリスク対策			

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

①請求先	〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号 上越市 総務管理部 総務管理課 電話 025-526-5111
②請求方法	上越市個人情報保護条例(第12条、13条、14条、15条、15条の2、16条)に基づき、必要事項を記載した請求書を提出する。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号 上越市 財務部 収納課 電話 025-526-5111
②対応方法	・問合せを受け付け、対応について記録を残す。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問合せについては、関係部署等と連携しながら事実確認を行う。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価

①実施日	平成27年12月11日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)

2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】

①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	

3. 第三者点検【任意】

①実施日	平成27年12月24日
②方法	上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会による特定個人情報保護評価書の内容審査
③結果	承認

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月19日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	収納課長 三上 洋史	収納課長 北島 寛行	事後	人事異動に伴う単なる所属長の職名の変更であり、重要な変更に該当しない。
平成29年6月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	収納課長 北島 寛行	収納課長 廣田 啓	事後	人事異動に伴う単なる所属長の職名の変更であり、重要な変更に該当しない。
平成29年6月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の徵収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務を行うほか、国民健康保険税、保育料、公営住宅使用料の徵収及び滞納整理を行う。	・地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の徵収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務を行うほか、国民健康保険税、保育料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、公営住宅使用料の徵収及び滞納整理を行う。	事後	債権一元化に伴い、取り扱う債権が増えたものであり、事務の利用内容について変更は生じない。
平成29年6月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	収納課、税務課、国保年金課、建築住宅課、保育課、南・北出張所、13区市民生活・福祉グループ	収納課、税務課、国保年金課、建築住宅課、保育課、高齢者支援課、南・北出張所、13区市民生活・福祉グループ	事後	債権一元化に伴い、取り扱う債権が増えたことにより、取扱部署が増えたもの。事務の利用内容について変更は生じない。
平成30年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元 評価実施機関内の他部署	市民課、税務課、保育課、国保年金課、建築住宅課	市民課、税務課、保育課、国保年金課、建築住宅課、高齢者支援課、南・北出張所、13区市民生活・福祉グループ	事前	債権一元化に伴い、取り扱う債権が増えたことにより、取扱部署が増えたもの。事務の利用内容について変更は生じない。
平成31年3月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	収納課長 廣田 啓	収納課長	事後	様式変更のため
令和4年7月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ④	再委託する	再委託しない	事後	照会に際し委託会社に確認した結果、再委託がなくなったことを確認したため
令和4年11月18日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 2. 別表第二における情報照会の根拠	なし	第27項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条第1項、第6項、第7項、第8項、第10項、第15項、第16項、第18項、第20項、第23項	事前	公金受取口座制度の開始に伴う変更のため
令和4年11月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目	納付交渉や預金調査等の実態調査によって知り得た滞納者の情報	納付交渉や預金調査等の実態調査によって知り得た滞納者の情報 口座登録・連携ファイル関係情報	事前	公金受取口座制度の開始に伴う変更のため
令和4年11月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	日本年金機構	日本年金機構、デジタル庁	事前	公金受取口座制度の開始に伴う変更のため
令和4年11月18日	(別添1)ファイル記録項目		下記項目を追加 二)口座登録・連携ファイル関係情報 1. 登録金融機関コード、2. 登録金融機関名、3. 登録店舗コード、4. 登録支店名、5. 登録預貯金種目コード、6. 登録口座番号、7. 登録口座名義人、8. ゆうちょ銀行登録番号、7. ゆうちょ銀行登録番号	事前	公金受取口座制度の開始に伴う変更のため
令和4年11月18日	IIIリスク対策 6. 情報提供ネットワークとの接続	[○]接続しない(入手)	[]接続しない(入手)	事前	公金受取口座制度の開始に伴う変更のため
令和4年11月18日	IIIリスク対策 6. 情報提供ネットワークとの接続 リスク1:目的外の入手が行われるリスクに対する措置の内容		> ①番号連携サーバの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。 <番号連携サーバの運用における措置> ①番号連携サーバの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムから求め、情報提供ネットワークシステムを実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用した障壁上	事前	公金受取口座制度の開始に伴う変更のため

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
53	上越市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上越市は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

新潟県上越市長

公表日

令和4年3月25日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度子育て世帯等に等臨時特別支援事業(住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金)の支給に関する事務を行う。 ・特定個人情報は、次の事務に利用する。 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給要件確認、支給決定 ・特定公的給付の支給をするための基礎とする情報の管理
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・MCWEL障がい者福祉V2システム ・住民基本台帳システム ・申告支援システム ・団体内統合利用番号連携サーバー ・自治体中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の内閣総理大臣が指定する公的給付
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の内閣総理大臣が指定する公的給付	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉部 福祉課
②所属長の役職名	福祉課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	上越市 総務管理部 総務管理課 〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	上越市 福祉部 福祉課 〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号 電話 025-526-5111
-----	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年12月10日 時点	

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年1月4日 時点	

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	----------	-----------------------------

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類

[基礎項目評価書]

<選択肢>

- 1) 基礎項目評価書
- 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書
- 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書

2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用

目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[] 委託しない

委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

[] 提供・移転しない

不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

8. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[○] 内部監査

[] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年11月18日	I 関連情報 ①特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度子育て世帯等に等臨時特別支援事業(住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金)の支給に関する事務を行う。 ・特定個人情報は、次の事務に利用する。 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給要件確認、支給決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度子育て世帯等に臨時特別支援事業(住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金)の支給に関する事務を行う。 ・特定個人情報は、次の事務に利用する。 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給要件確認、支給決定 ・特定公的給付の支給をするための基礎とする情報の管理 	事前	公金受取口座制度の開始に伴う変更のため

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	上越市介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上越市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

新潟県上越市長

公表日
令和2年7月15日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき、介護保険制度に関する事務を行う。 これら事務の実施に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)の規定に基づき、次の事務において特定個人情報を利用する。 ①介護保険被保険者の資格管理に関すること ②介護保険料の賦課及び徴収に関すること ③要介護認定事務に関すること ④介護保険サービスの給付管理に関すること ⑤その他介護保険事務に関すること
③システムの名称	・MCWEL介護保険事務処理システム ・住民基本台帳システム ・団体内統合利用番号連携サーバー ・自治体中間サーバー ・サービス検索・電子申請機能

2. 特定個人情報ファイル名

介護保険情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項及び別表第一の第68項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第50条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 1. 別表第二における情報提供の根拠 ・第1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、46、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、117の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条、(第30項、第39項、第46項、第58項、第90項、第95項、第117項に関する命令未公布) 2. 別表第二における情報照会の根拠 第93、94の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条、第47条

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉部 高齢者支援課
②所属長の役職名	高齢者支援課長

6. 他の評価実施機関

--	--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	上越市 総務管理部 総務管理課 〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	上越市 福祉部 高齢者支援課 〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号 電話025-526-5111
-----	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年9月1日 時点	

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年9月1日 時点	

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	----------	-----------------------------

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査
[] 外部監査		
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月2日	5.評価実施期間における担当部署の②所長名の変更	高齢者支援課長 笹川 正智	高齢者支援課長 横田 一	事後	人事異動に伴う早まる所長名の変更であり、重要な審査時点日ののみの修正であり内容の変更ではないため重要
平成30年3月30日	II しきい値判断項目中1.対象人数、2.取扱者数の集計時点	平成27年9月1日	平成30年3月30日	事後	
平成31年3月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における短:脳部署 ②所	高齢者支援課長 横田 一	高齢者支援課長	事後	様式変更のため
平成31年3月29日	IVリスク対策		新規追加	事後	様式変更のため
令和2年5月28日	I 関連情報	健康福祉部	福祉部	事後	様式変更のため
令和4年12月7日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	・MCWEL介護保険事務処理システム ・住民基本台帳システム ・団体内統合利用番号連携サーバー ・自治体中間サーバー	・MCWEL介護保険事務処理システム ・住民基本台帳システム ・団体内統合利用番号連携サーバー ・自治体中間サーバー ・サービス検索・電子申請機能	事前	